

平成 27 年度第 1 回奄美市総合教育会議

日時：平成 27 年 6 月 8 日（月）9：30～

場所：本庁舎 6 階第 2 委員会室

出席委員：（市長 部 局）朝山 毅 市長

（教育委員会）川島 徳孝 教育委員長，要田 憲雄 教育長，

里中 一彦 教育委員長職務代理者，有村 忠洋 教育委員

議 事 録

○市長あいさつ

今次の教育に対するニーズ，現況の教育環境の変化，いじめや不登校等，多様な懸案が各地域において発生している中，本市の教育行政が，いかにして次の時代を背負う子供たちにより良い環境を作っていくかが肝要

子どもは，大人が作ったルールや組織の中において，学習をし，生活をしていくだけに，教育に携わる者，行政に携わる者は，その責任を持って，よりよい環境を整えていくことが，課された課題

大綱を策定し，教育環境を整備していく責任，義務をしっかり全うしたい。

○川島委員長あいさつ

教育改革への対応について，県内他市もまだ，手探りの状態の部分もあるようだ。

教育委員の中でも，この対応について検討を進めているところだが，今日の意見踏まえて，更に対応を進めていきたい。

○協議事項(1) 『奄美市総合教育会議の運営について』

（事務局説明）

① 新教育委員会制度の概要（資料 1・資料 2）

② 奄美市総合教育会議運営要領（案）の説明（資料 3）

- ・ 第 3 条 会の進行は総務部長が行う

市長と各教育委員が，対等な立場で相互の意思の疎通を図り，意見を交せるよう，会の進行は，事務局を代表する総務部長によることを提案

- ・ 第 5 条 会議の傍聴について

a 傍聴は，原則着席

b 会議場の規模等によって傍聴の人数制限が有り得る。

c 会議の妨害となる行動の禁止

（例：私語，拍手，賛否の表明，腕章・プラカード等の持込み，飲食喫煙，報道機関以外の方の撮影・録音）

(質疑)

- ① 要領の施行日について
 - ・ 今日の会議の決定を踏まえて、今日の日付とする。
- ② 会議開催の回数について
 - ・ 開催の時期，回数等については法では，特に定めがない。
 - ・ 重大事案が発生した場合は，随時開催
 - ・ 本年度は，教育大綱策定の為，2回の開催を想定
- ③ 今後の開催について
 - ・ どのような場合に開催するかは，ケースバイケースで，判断したい。
- ④ 教育委員会について
 - ・ 新教育長に移行後は，新教育長は，立場は教育委員ではないが，教育委員会には属する。

○協議事項(2) 『奄美市教育大綱の策定について』

(事務局説明)

- ① 制度改正と大綱
 - ・ 大綱の策定が義務付け
 - ・ 大綱の目的
 - 地域住民の意向のより一層の反映と，教育・学術・文化の振興に関する施策の総合的な推進
- ② 大綱策定の基本的な考え方の説明（資料4）
 - ・ 市の最上位の計画である「奄美市総合計画」をベースに基本目標と基本方針，大綱骨子の案を作成した。
 - ・ 骨子案を踏まえて，教育委員会の各担当課において，「奄美市教育大綱（素案）」（資料5）を作成。
- ③ 策定のスケジュール案
 - ・ この会議で，大綱策定の考え方について確認
 - ・ 8月頃にパブリックコメントを実施
 - ・ 11月頃，第2回総合教育会議で最終案の確認
 - ・ 第4回定例会で，議会に報告後，公表
- ④ 素案についての考え方
 - ・ 奄美市総合計画との整合性が求められることから，素案作成という最初の段階を，教育委員会の担当課で行った。

(質疑)

- ① 文化の継承に係る取扱いについて
 - ・ 大綱素案の基本理念のなかで，「自然・文化・伝統行事を次世代に伝承する」と掲げ

た。

- ・ 大綱の大きな柱として、「島を愛する，郷土を愛する心，異なる文化を尊重する心の醸成を図る」としている。
- ・ その中での具体的施策については，この大綱で示される方向性を元に，展開されることと考えられる。

② 大綱の期間について

- ・ 法では，策定義務は規定されているが，期間の指定はない。
- ・ 期間を判断に係る項目として，総合計画・国の教育振興基本計画などの期間や，市長の任期が挙げられ，概ね4～5年が想定される。

今回は，国の計画や，市長の任期が平成29年度までであることを勘案し，まずは，そこまでの3年間を想定している。

○その他の確認事項

① 総合教育会議に要する予算について

- ・ 通常，会議に要する予算としては，委員の報酬等が想定されるが，この会議においては，市長・教育委員の出席は，共に通常業務の範囲と考えられるなど，必要経費が想定されないため，予算には計上していない。